

# 政府備蓄米の無償交付に係る手続き

子ども食堂等用

令和2年9月  
農林水産省政策統括官付穀物課



## 子ども食堂等のごはん食の推進を支援します

未来を担う子どもたちに、  
ごはん食のおいしさや重要性を知ってほしい。

## 留意事項

- 子ども食堂等で幼児・児童・生徒を対象に、**食育の一環として、政府備蓄米を自ら使用する**場合に対象になります。  
(1か所あたり60kgまで無償交付します。)
- 前年度からごはん食の数量増加**が見込まれることが必要です。
- 政府備蓄米は、**玄米のほか、精米**での提供も可能です。



(お問い合わせ先)

本事業の内容は、以下の部署に直接お問い合わせください。

農林水産省政策統括官付穀物課消費流通第1班(高嶋、落合、門)

(ダイヤルイン:03-3502-7950 対応時間:9時~18時)

## 目 次

子ども食堂等への政府備蓄米の無償交付 .....	1
政府備蓄米無償交付時に係る手続き .....	2
政府備蓄米の交付申請時に必要な書類 .....	4
政府備蓄米の交付決定時にお渡しする書類 .....	6
政府備蓄米の引渡し時に必要な書類 .....	7
政府備蓄米の使用報告時に必要な書類 .....	8

## 子ども食堂等への政府備蓄米の無償交付

---

【 目 的 】 農林水産省は、これまで学校給食用に使用する米の一部について、政府備蓄米を無償で交付してきたところです。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、休校を余儀なくされる学校がある中、子ども食堂等における食事の提供が学校給食の補完機能を果たすなど、あらためてその役割が再認識されています。

これらを受け、子ども食堂等に対し、食育の一環としてごはん食を推進を支援するため、政府備蓄米を無償交付します。

- 【交付対象者】
1. 子ども食堂（地域のボランティアが子どもたちに対し無料又は安価で栄養がある食事や子どもに共食の機会を提供する取組を行う団体）
  2. フードバンク（食品ロスの削減の推進に関する法律第19条第1項に定める活動を行う団体）

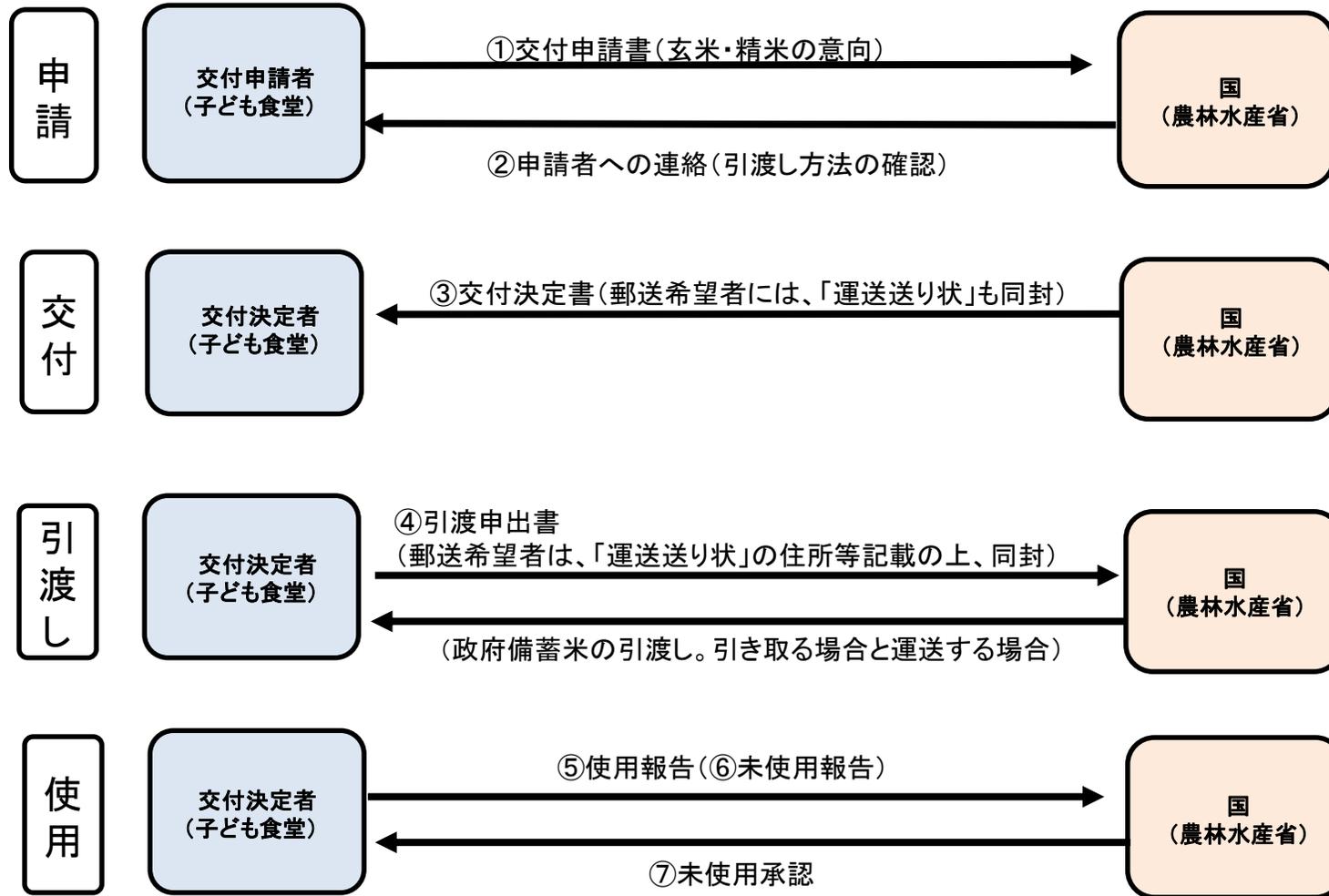
- 【 交付要件 】
1. 子ども食堂等において、幼児、児童又は生徒を対象に、食育の一環としてごはん食を推進することを目的に、政府備蓄米を自ら使用する取組であること。
  2. 緊急的な措置を理由に前年度からごはん食の数量増加が見込まれること。
  3. 交付する米は、60kgを上限として、今年度内に使用すること。
  4. 子ども食堂等において対面での食事提供から弁当配布に変更する場合は、食育の取組を行うことにより、交付対象となります。
  5. 政府備蓄米（玄米又は精米）を単に食材として他者に提供する取組は交付対象外です。

## 政府備蓄米の無償交付時に係る手続き

---

1. 政府備蓄米の交付申請（子ども食堂等→農林水産省）
  - ・ 交付申請書（子ども食堂等政府備蓄米使用計画書等）を農林水産省に提出して下さい。  
※政府備蓄米は、玄米または精米で提供しますので、「交付申請書」にご希望を記入して下さい。
2. 農林水産省の職員からの連絡（農林水産省→子ども食堂等）
  - ・ 交付申請内容（使用計画等）の内容確認とともに引渡方法の説明、確認を行います。  
※引渡方法は、近くの保管倉庫に受け取りに来て頂く方法と保管倉庫から宅配業者が運送する方法（費用は国が負担します。）から選択いただきます。
3. 政府備蓄米の交付決定書の送付（農林水産省→子ども食堂等）
  - ・ 交付申請内容の確認後、国から「交付決定書」を送付します。  
※保管倉庫から宅配業者の運送を希望する方には、農林水産省から「運送送り状」を送付します。
4. 政府備蓄米の引渡申出書（政府備蓄米の引渡し）（子ども食堂等→農林水産省→倉庫管理する受託事体）
  - ・ 「引渡申出書」を保管倉庫（農林水産省を経由）へ提出。  
※保管倉庫から運送による引渡しを希望する方は、「引渡申出書」とともに、送り先を明記した「運送送り状」を提出して下さい。
5. 政府備蓄米の使用報告（子ども食堂等→農林水産省）
  - ・ 子ども食堂等における政府備蓄米の使用結果を農林水産省に必ず報告して下さい。  
※翌年度4月末まで。
6. 政府備蓄米の未使用報告（子ども食堂等→農林水産省）
  - ・ 政府備蓄米を申請当初の使用計画書のとおり使用できなかった場合、農林水産省に必ず報告して下さい。  
※政府備蓄米が残ることが判明した分かったときに、速やかに報告して下さい。

# 子ども食堂への政府備蓄米の無償交付に関する手続きについて









# 政府備蓄米の引渡し時に必要な書類

## 【様式7-2号 引渡申出書】

「様式7-2号」

番 号  
年 月 日

受託事業体 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者 印  
又は  
〇〇県（都道府）知事 印  
〇〇市（区町村）長 印  
〇〇国立大学法人の長 印  
〇〇学校法人等の長 印  
子ども食堂等の長 印

学校給食用等・子ども食堂等における食育用政府備蓄米引渡申出書

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知）第8の1の(2)（第8の2の(1)）の規定に基づき、下記のとおり、無償交付（有償交付）に係る政府備蓄米の引渡しを申請します。

記

1 引渡申出数量等

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考

(注) 申出者（子ども食堂等の長に限る。）は、備考欄に玄米・精米の別を記載すること。

2 引渡希望日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 引渡場所

(注1) 交付決定書に記載した倉庫業者等を記入する。

(注2) 申出者（子ども食堂等の長に限る。）は、引渡しの方法が運送による場合は、子ども食堂等政府備蓄米使用計画書(様式2号-別紙4)の④に記載すること。

(注3) 申出者は、署名し、又は記名押印すること。

- 1 保管倉庫に向いて政府備蓄米を受け取る場合、子ども食堂等の所在地から最寄りの倉庫を事前にご連絡します。交付決定書の内容や引渡場所（倉庫）等を記入の上、「引渡申出書」を農林水産省穀物課あてに提出願います。
- 2 保管倉庫からの運送により受け取る場合、「運送用送り状」のお届け先住所欄に子ども食堂等の所在地を記載の上、「引渡申出書」と一緒に農林水産省穀物課あてに提出願います。  
※お届け先住所は、交付申請時の「使用計画書」に記載したの子ども食堂等の所在地を必ず記載して下さい。

子ども食堂等政府備蓄米使用計画書  
「様式2号-別紙4」の所在地を記入下さい。

「宅急便センター受け取りサービス」ご利用時のお願い。お届け先に宅急便センターの「センターコード」「センター名」をご記入ください。ご希望の方は、お届け先住所欄に「センターコード」を記入してください。お荷物には「センターコード」を記入してください。お荷物には「センターコード」を記入してください。

お届け先住所欄に「センターコード」「センター名」をご記入ください。

お届け先住所欄に「センターコード」「センター名」をご記入ください。

お届け先住所欄に「センターコード」「センター名」をご記入ください。

重量	送料	料金
60	80	100
120	140	160

お届け先住所欄に「センターコード」「センター名」をご記入ください。

# 政府備蓄米の使用報告時に必要な書類

## 【様式8-3号 使用報告書】

「様式8-3号」

番 号  
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

子ども食堂等の長 印

子ども食堂等における食育用政府備蓄米使用報告書

令和〇〇年度の子ども食堂等における食育用政府備蓄米の交付について、下記のとおり交付米穀の全量を子ども食堂等における食育用として使用した（又は使用しなかった）ことを報告します。

記

提供月日	年額計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	年額 〇g	〇g	〇g	〇g	〇g	〇g	〇g						
提供場所													
参加のべ人数													
未使用数量													
配布された米のうち未使用数量 (kg)													

(注1) 米使用数量及び配布された米のうち未使用数量 (kg) の欄は、「交付決定書(様式3号)」の備考欄による五米・精米別に報告すること。  
 (注2) 添付資料として、以下の書類を必ず提出願います。  
 1. 交付された政府備蓄米について毎回使用した米の量や残った米の量などを記載した資料(受払簿等)  
 2. 子ども食堂等における、政府備蓄米の使用状況等が分かるもの  
 ① 子ども食堂等で参加者が政府備蓄米を食べている場面の写真  
 ② 食育用に使ったチラシやパンフレット等  
 (注3) 報告者は、署名し、又は記名押印すること。

## 【様式8-5号 未使用報告書】

「様式8-5号」

番 号  
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

〇〇県(都道府)学校給食会代表者 印  
又は  
〇〇県(都道府)知事 印  
〇〇市(区町村)長 印  
〇〇国立大学法人の長 印  
〇〇学校法人等の長 印  
子ども食堂等の長 印

学校給食用等・子ども食堂等における食育用政府備蓄米未使用報告書  
(無償交付・有償交付)

学校給食用等政府備蓄米交付要領(平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知)第13の1の規定に基づき、下記のとおり使用しなかったことを報告します。

記

学校等名及び子ども食堂等名:

- 1 実施計画が実施できなくなった理由
- 2 全交付数量
- 3 未使用交付数量
- 4 未使用交付米穀の使用計画

(注) 報告者は、署名し、又は記名押印すること。

- 1 政府備蓄米を使用結果を記載の上、農林水産省に4月末までに報告して下さい。
- 2 政府備蓄米が残る場合は、分かった時点で、速やかに農林水産省へ報告して下さい。(報告後、農林水産省で未使用分の承認を行います。)